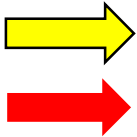


固定資産税土地(道路)非課税手続きフローチャート



はい

いいえ

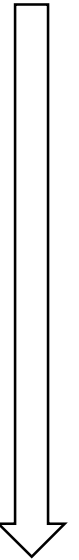
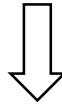
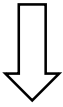
①～③のうちどの種類の道路(土地)に該当しますか

① 私道として不特定多数の人に利用されている

② 建築基準法によるセットバック部分がある

③ 個人所有地内に道路部分が存在している

それ以外



下記の要件を満たす

- ・公道から他の公道への通り抜けが可能
- ・不特定多数の人が利用している
- ・客観的に道路と認定できる
- ・通行禁止の障害物がない
- ・有料での貸付けを行っていない
- ・車両置場等として使用していない
- ・建築敷地に含まれていない

下記の要件を満たす

- ・建築基準法により設けられた道路拡幅部分
- ・建築物の建築ができない
- ・門、塀、擁壁等の構造物がない
- ・明確な区分がある(L字側溝、縁引き、舗装材料等)

下記の要件を満たす

- ・個人所有地内に道路部分が存在
- ・建築物の建築ができない
- ・門、塀、擁壁等の構造物がない
- ・明確な区分がある(L字側溝、縁引き、舗装材料等)

非課税の対象地ではありません

賦課期日(1月1日)前までに
申告書(別添様式)と
必要書類を提出してください

① 分筆されている場合、
必要書類はありません
(分筆されていない場合は②へ)

② 必要書類の準備
・対象土地の登記全部事項証明書
・対象土地の法務局公図
・地積の分かる資料(有資格者の地積測量図、建築時の配置図等)
(分筆されている場合は不要)

③ 必要書類の準備
・対象土地の登記全部事項証明書
・対象土地の法務局公図
・有資格者の地積測量図または維持管理課との「官民境界画定に伴う確認書」

非課税適用開始